

議案第72号

琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年6月9日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町後期高齢者医療に関する条例(平成20年琴浦町条例第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「広域連合条例」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 広域連合条例附則第1条の2の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9) 略</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 町が行う後期高齢者医療の事務については、法令及び鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例(平成19年鳥取県後期高齢者医療広域連合条例第25号。以下「<u>鳥取県広域連合条例</u>」という。)に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(町において行う事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次の各号に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 略</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。